

# 改訂版の序

初版以来4年の歳月を経て、改訂版を出す運びとなったことは著者一同の大きな喜びである。初版出版当時は、国をあげての産学官連携推進や、大学知的財産本部整備事業などの機運がますます高まりはじめた頃であった。本書は、特にアカデミアの研究者が「知的財産というものを意識して、日々の研究活動を行うためにはどのようなラボノートを書いていけばよいのか」という問いに答えようとしたものであった。主として医学・生物学系の実験ノートの例で解説したにも関わらず、物理・化学系の研究者あるいは文系の方からも参考になったという声を多くいただいた。2010年に行ったアンケート結果をみると、ラボノートの書き方に注意を払っている人は6割を超えている（本文参照）。捏造防止等の観点からも、ラボノートに関する関心度は確実に高まっていることが感じとられる。

国際的な特許制度調和への要求の高まりを受けて、本改訂版を出す直前の2011年9月16日にオバマ大統領が米国特許法の改正案に署名し、米国もこれまで守り続けてきた先発明主義から先願主義に移行することが決まった。この点では、初版の序で述べた、「米国の先発明主義的な体制に対する防御」という意味合いはやや薄れるかと思われがちだが、実際に施行されるのは2013年春からの予定であり、それまではラボノートの記載による先発明の立証の必要性は厳然として存在するものと考えられる。

今回の改訂版は、2011年度に行われた日本の特許法等改正の内容を盛り込み、それに合わせて改訂を加えている。2009年には特許法も成立後50年を迎え、今回の特許法等改正は近年でも比較的大きな改正になっている。詳細は本文を参照していただくとよいが、この改正の中に「共同研究等の成果に関する発明者の適切な保護」というものがある。共同研究・共同開発の成果の中で発明者を保護するものとして重要な条項と考えられ、ここでも発明者の特定にラボノートが非常に大きな役割を担っていると考えられる。この点でも、本書の重要性はますます高まるものと期待する。また、本改訂版では、これまでに著者らに寄せられた意見の中で特に多かった、「大学におけるラボノートの管理」の部分を強化し、民間企業との対比の中で解説していただいた。

初版の序でも述べたが、本書はラボノートの運用に関して、必ずしもこうでなければならぬ、あるいはこうあるべきであるというものを提示するものではない。良い研究は良いラボノートがあってこそできるという環境づくりに少しでも貢献できることを、著者一同切に祈っている。

最後になったが、本改訂にあたり粘り強く著者たちを叱咤激励し、よりよくするための議論ののってくれた、羊土社の望月恭彰氏、吉川竜文氏に感謝の意を表す。

2011年11月

編者を代表して  
岡崎康司

# 初版の序

“ラボノートの書き方”という本を書くに至った大きな理由は2つある。

1つは、研究成果を知的財産として扱う際のリスク管理のためであり、もう1つは、メディアでも取りあげられる機会が残念ながら増えてしまった「データ捏造問題等」の悲劇を未然に防ぐ体制を作るためである。

本文を参照していただくのがよいが、研究成果に対する知的財産としての重要性が、わが国でも特に近年急速に高まりつつある。それに伴い、関連するトラブルも今後増えてくるであろうと予想され、それに対する防御は、特許などを基盤とする企業などで大変重大な経営課題となってきた。また、データ捏造問題に関しては研究者と研究主任との間に適切なコミュニケーションツールが存在していれば防げたかもしれない事例が散見される。このような流れのなかで日本国内でもラボノートの重要性が認識されるようになってきた。

多くの企業で導入しているラボノートの書き方とその管理方法は非常に厳格であり、自由な雰囲気を大事にしてきた大学等にそのまま導入しようとするとう困難な面が多いと考えられる。しかしながら、医学・薬学・生物学等の学生の場合、その多くは製薬企業をはじめとする化学系企業の研究機関に就職することが多いのが現実であり、そのような学生諸君にとって、企業での方法や管理体制を学び、その方向に少しでも近づけた形でラボノートを書く習慣をつけることは就職活動をするうえでも大変有利になると考えられる。

本書を活用していただく際に留意していただきたい点は、ラボノートの運用に関して柔軟に取り組んでいただきたいということである。本書は必ずしも「こうでなければならない」、あるいは「こうあるべきである」と一定の書き方を強要するものではない。先発明の証拠として使うことを念頭におくようであれば、できるだけ厳格に読み取って運用していただければよいし、学生や大学院生の教育的研究活動を重視するのであれば、多少の流動性はやむを得ないと考えている。「良い研究は良いラボノートがあつてこそできるものである」という環境づくりに少しでも本書が役に立っていただければ、著者一同の喜びである。本書が、研究室において学生や大学院生を指導する立場にある教員や学生諸君にとって1つの指針となることを願っている。

1章では、政府が知財立国に向けて政策を進めてきた初期から知的財産関連の政策提言や研究・教育活動に取り組んでこられた隅藏康一氏にラボノートの意義について政策的な観点を含めて、大所高所な話を非常にわかりやすく解説していただいた。

2章では、大学の知的財産管理体制を構築する業務を支援されている知的財産統括アドバイザーの小野寺徳郎氏にラボノートの現状につき、特に日欧米の比較の観点からわかりやすく解説していただいた。

3章では、筆者らがラボノートの書き方について、実際のラボノートを用いてどうやって書いていくかについてわかりやすく示したつもりである。

4章では、石川 浩氏より製薬会社で実際にラボノートをどのように管理しているかを、企業の立場からわかりやすく解説していただいた。このような貴重な情報を提供していただいたことに対しこの場を借りてお礼を申し述べたい。

最後に、米国特許法に耐えうるラボノートの書き方と、日本の大学等で現実的に運用されているラボノートの記載方法がかけ離れている現状があり、このギャップを埋めるような質問が多数あったため、5章として菅原哲雄氏にQ & A方式でご回答いただいた。本書を手にとられた際に、この章をざっと読んで問題点に対する認識をもったうえで、対応する章に移って読んでいただければ、理解が進むように配慮したつもりである。

今回この本を出版するにあたり、羊土社編集部の吉川竜文氏には企画からはじまり最後の校正まで大変お世話になった。ともすれば遅れがちな脱稿予定に関し根気強く励まし、さらには本書をよりビジュアル的にわかりやすくする点で多大な貢献をいただいた。これらの努力なくしては本書の完成はなかったものと思っており、この場を借りて深く感謝する。

2007年11月

編者を代表して  
岡崎康司